

令和4年度 災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会
(第4回)
議事要旨

1. 日時

令和5年2月16日(木) 13:00~15:00

2. 出席者

【検討会委員】

学識者 [鍵屋座長、阪本委員、菅野委員 (五十音順)]

関係団体 [栗田委員、高橋委員、吉江委員 (五十音順)]

地方公共団体 [天野委員、勝間委員、菊地委員、宮本委員 (五十音順)]

【関係省庁】

厚生労働省 (大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課)

3. 議題

- (1) 災害ケースマネジメントに係る来年度以降の取組について (報告)
- (2) 手引き (案) に係る地方公共団体への意見聴取の結果について (報告)
- (3) 災害ケースマネジメント実施の手引き (案) について

4. 議事要旨

・委員よりいただいた主なご意見は下記のとおり。

<災害ケースマネジメント実施の手引き (案) について>

- 手引きの中で参照先 URL を示して紹介しているところがあるが、二次元バーコードも掲載した方が、より活用しやすいのではないかと。
- 在宅や車中泊といった避難所外避難者への記載に加えて、避難所避難者への対応も追記してほしい。例えば、個別に被災者に声をかけて住宅マッチングを行う例や、避難所に残っている生活が厳しい被災者に対しケースワーカーなどと連携して対応した例がある。熊本地震の被災自治体では、そのような観点から取り組まれていたと思うので、それらを参考に追記を検討頂きたい。
- 福祉施策の活用という点では、西日本豪雨で被災した宇和島市は、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の段階から取り組まれており、その上で、現在は、重層的支

援体制整備事業に取り組みながら、被災者支援を行っている事例なので、紹介を検討頂きたい。

- 全体的に、弁護士や建築士等の士業や福祉関係の職能団体に関する記述が少ない。実施体制図や想定連携先のところで、士業や職能団体等の追記を検討頂きたい。
- 災害ケースマネジメント情報連携会議の議題内容について、住宅再建に係るハード整備のスケジュール等も重要であるので、追記を検討頂きたい。
- 都道府県の取組として、研修などは市町村ごとでやるよりも効果的にできる面もある。例えば、西日本豪雨の際、支え合いセンター相談員の研修等を行った岡山県の事例について紹介を検討頂けると良い。
- 手引きというより今後の検討課題であるが、災害直後のアウトリーチや各種の支援制度に繋げる相談支援の部分は、現行制度や体制では対応に限界があると思うので、発災直後から円滑に実施できるよう検討頂きたい。また、保健医療福祉調整本部、DWAT活動、個別避難計画などと災害ケースマネジメントの関係性についても、被災した地方公共団体が迷わないよう、今後、整理を検討頂きたい。
- 都道府県の役割が、新たに章として独立したのは良い。その中で、都道府県の取組として、情報共有会議の実施があるが、災害ケースマネジメント情報連携会議も、都道府県のバックアップは必要。よって、都道府県の役割に、「災害ケースマネジメント情報連携会議」を追記するか、または「情報共有会議」と平行で実施するのかなど、そのあたりの関係性についてわかりやすい記載を検討頂けると良い。
- アウトリーチで被災者の情報を把握することは重要であるが、一方で、被災者自身が困っていると意思表示できる場も必要。被災者自身の「手上げ方式」のような、声をあげる仕組みもぜひ検討頂きたい。
- 国の役割についてだが、事例の収集や研修の実施を進めていく等といった取組を行っていると思うので、手引きへの追記を検討頂きたい。
- 手引きをどの様に周知していくかという点で、自治体職員だけではなく、大学生、士業、災害ケースマネジメントを勉強している方などの目に留まるような広報のあり方を検討頂けると良い。
- 災害ケースマネジメントの定義に、自立を加え、「自立・生活再建」と記載頂いたことはありがたい。
- アウトリーチについては、「支援が必要な者を発見する」ことが重要であるため、その趣旨を補足頂けるとよい。
- 発災直後～避難所運営段階において、「ボランティアとの協働を検討」とある。協議を要するかもしれないが、災害ケースマネジメントの観点からは、一般ボランティアではないと思うので、社会福祉士やケアマネジャーといった「専門知識を有するボランティア等」としてはどうか、検討頂きたい。
- 「支援拠点設置の検討」のところで、「地域支え合いセンターの設置が難しい場合は、

災害ボランティアセンターにアウトリーチの拠点機能を持たせることも検討」とあるが、業務量的に難しいと考えるので削除を検討頂きたい。

- アウトリーチのところで、「うるうるパック」を紹介してはどうか。うるうるパックとは、被災者が必要とする物資をパッケージ化したもので、それを配布しながら訪問することで、扉を開けて頂く工夫であり、コミュニケーションを円滑にするツールの一つである。
- 災害ボランティアセンターの活動経費ではないが、被災地で活躍している NPO の資金源として、中央共同募金会の災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ）があるので、記載を検討頂けると良い。
- 生活困窮者への支援も重要なので、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議に加え、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議も、並列で記載してほしい。
- 官民連携と言いながら、官の情報が民に提供できないということになると、具体的な連携ができなくなる可能性がある。福祉関係法律の支援会議のような場に出すことは問題ないと思うが、災害時のケース会議や災害ケースマネジメント情報連携会議で出すことについては整理が必要である。
- 今回の検討会には防災部局が参加しているが、福祉部局との連携が鍵になることが認識できた。手引きの中で、福祉施策の活用についても具体的な記載があり、各種福祉施策が災害ケースマネジメントの実践に活用できることが分かった。このような記載をきっかけに、福祉部局や社会福祉協議会等と調整をしていきたい。
- 災害ケースマネジメントの実施について、自治体内外の関係者で議論を進めていくと、誰が費用負担するかが課題になってくる。例えば、アウトリーチや相談支援業務について、事前に協定を締結した方がいいという意見を聞くこともある。
- 大規模広域災害に備えて中間支援組織の育成を図っていきたいと考えている。自治体行政と中間支援組織の関係については、具体的な事例に基づき整理をしていかないと、関係者間で理解が進まない部分がある。市町村によっても考え方が様々であるので、今後も、具体的事例について国から情報提供してほしい。
- 三者連携の情報共有会議と災害ケースマネジメント情報連携会議との違いは、情報共有会議は災害時の活動に関する広く浅いものであり、その中で、災害ケースマネジメントが必要だという案件に関しては、災害ケースマネジメントの会議を行う。全体的に対応しているのが、災害ケースマネジメント情報連携会議で、より詳細な検討が必要な際に、災害ケースマネジメントケース会議も行う。この全てが必要である。
- 愛知県被災者支援センターの事例紹介があるが、自治体やコープの協力によるお米の全戸配布に、保健師や臨床心理士が同行することによって、個々の避難者との関係性を構築できた。これが出来た背景は、官民連携により、困っている人がどこに

いるか把握でき、その後の NPO が得意とする個別対応につなげていくことができたためである。お米を届けにきましたというと、扉を開けてもらえるというコミュニケーションツールになっており、他の委員から紹介があった「うるうるパック」と同様である。

- 被災者と信頼関係を作り訪問を続けた結果、独居高齢者や生活困窮の方、外国ルーツの方などの様々な生活困難課題を把握し、NPO だけでは解決が難しいので、士業、福祉・保健関係の専門家等といった多様な関係者と連携し、議論を行いながら、支援を続けてきた。これが、災害ケースマネジメントの会議に当たると思う。
- 今後、災害ケースマネジメントの実践を着実に図っていくためには、この手引きを市町村職員にどのように周知し、内容を適切に理解してもらうかが重要。官民が連携し、手引きで紹介のある公的事業等も上手く活用しながらアウトリーチで困っている被災者を把握し、災害ケースマネジメントを実践していくという旨が、明確に伝わるような研修等の内容を検討して頂きたい。
- これまでの災害対応を振り返ると、円滑に被災者支援を進めるためには、自治体のどの部署が、責任を持って災害ケースマネジメントを実施するかを決めておくことが大事である。「所管部署を明確に決めることが大事」という旨の記載を検討頂けると良い。
- 災害ケースマネジメントを進めていく中で、弁護士も役割の一つを担うことになると思うので、より書き込む場合は、パーツの一つとして取り上げて頂けると良い。例えば、まちづくりなどの広域的な取組を進める上でのコーディネーター役のほか、個別の支援だと、被災者が支援制度を選択する場面で様々な情報を提供することや、福祉関係者と共にアセスメントを実施する中で、士業としての視点での協力体制など、多方面で連携できるという書き方が良いのではないかと。
- 自治体への手引きのヒアリング結果の中で、「災害ケースマネジメントはいつ終わるのか」という質問があったが、災害ケースマネジメントは支援のやり方であり、始まりや終わりという概念があるものではない。また、災害ケースマネジメントが必要な被災者は誰か、という区別もない。災害ケースマネジメントは全員にとって必要であり、アセスメントの結果によって、支援の必要度合が整理されていくものである。今後の研修等では、そのような点に留意しながら、進めていく必要がある。
- 鳥取県では、昨年 10 月に災害ケースマネジメント協議会を立ち上げ、県内全市町村と専門士業団体等の関係者を構成員としている。災害ケースマネジメントの実施体制として工夫した点は、本協議会において、県は県知事、市町村も基本的に首長レベルが参加し、トップの立場から災害ケースマネジメントに取り組むという姿勢を宣言することで、福祉部局と防災部局の連携が取りやすくなるようにしたところである。
- 徳島県では、来月、全市町村を含めたネットワーク会議を予定しており、その発足

に向けて、どのような部局を巻き込むか等を議論しているところである。

- この手引きは、災害ケースマネジメントの基本的な考え方から、実施方法、個人情報取り扱い、実施者の研修など幅広い内容になっており、また、自治体の具体事例が多くわかりやすい。前回検討会から、自治体の独自支援制度等の付属資料も加わり、より使い易いものになっている。
- 八代市は5年間で二つの大きな災害を経験し、いかに、平時から防災部局と福祉部局等の様々な部局が連携することが大切であり、社会福祉協議会や NPO など外部団体とも顔の見える関係性づくりなど、事前にできることはしておくことの重要性を認識した。今後の被災者支援に繋げるために、現在は、庁内外の関係機関と連携し、被災者の安否情報など把握した情報を被災者支援システムに入力し、被災者支援の関連部署間で情報共有できる仕組みの構築を検討している。
- 岩泉町では、福祉部局が本検討会に参加しているが、福祉部局だけでわからないことも多々あるため、事前に、防災部局と打合せをしながら参加をしている。福祉部局と防災部局のどちらが主というよりも、両部局で協力してやっていきたいと話合っているところである。小さい町では同様であると思う。
- 手引きは、目的から始まり、平時の備え、福祉との連携に至るまで、自治体の取組事例も含みながら記載されており、きめ細かくかつ網羅的な記載となっている。また、福祉部署ではなじみのない防災関係の専門用語も説明があり、どの部署でも使えるものになっている。
- 付属資料の自治体の独自支援制度集は、過去の被災自治体の事例が多く掲載されており、どのような災害でどのような支援が必要になるかといった、支援策のヒントが多く掲載されている。今後も、事例の更新をしていくことで、支援の幅が広がるのではないかと。
- 岩泉町では、平成 28 年の台風災害をきっかけに、個別支援の取組がはじまった。被災経験がない自治体にとっては、災害ケースマネジメントに取り組むスイッチをどこで入れるかが、今後の課題になってくるのではないかと。

以上